

会 議 概 要 書	
会 議 の 名 称	令和8年度第1回袋井市国民健康保険運営協議会
担 当 部 課 名	市民生活部保険課
会 議 の 開 催 日 時	令和8年6月4日（木）午後1時30分～午後3時00分
会 議 の 開 催 場 所	袋井市役所5階第1委員会室
出 席 者	袋井市国民健康保険運営協議会委員 13名 （被保険者代表3名、保険医・薬剤師代表4名、公益代表4名、被用者保険代表2名） 事務局 10名 （市民生活部長、保険課6名、納税課1名、保健予防課2名）
議 題	報告事項 1 保険料水準の統一に向けた国民健康保険税率改正の必要性について 2 袋井市国民健康保険保健事業実施計画（第3期計画）及び特定健康診査等実施計画（第4期計画）の中間評価に伴う概要説明について 3 みなし健診の実施について その他 高額療養費制度の見直しについて

概 要	
発 言 者	議事の経過、発言内容等
事務局	1 開会 （定足数の確認） 委員14名中、13名が出席のため、袋井市国民健康保険運営協議会規則第5条（委員の半数以上の出席）の規定により、本日の会議は成立していることを報告した。（うち1名は、事前に連絡があり、遅れて到着した。）
市 長	2 保険者あいさつ 委員の皆様には、国民健康保険事業に関して、御理解と御協力をいただき、感謝を申し上げます。 昨年度は、子ども・子育て支援納付金分について審議いただいた。支援金は、少子化人口減少に対する国の重要施策の財源であり、支え合いの循環を維持する重要な制度である。今年度から各医療保険者で徴収が始まる。 国民健康保険制度は、被保険者数の減少や高齢化が進み、1人当たりの医療費の増加や地域差の拡大など多くの課題に直面している。 国保制度を次世代に引き継ぐために、平成30年度の国保制度改革の趣旨を徹底し、保険料水準の統一や医療費適正化の取り組みを継続して実施することが重要となる。 今年度は県国民健康保険運営方針の中間見直しの作業年度であり、国は県に対して目標年度の設定を求めている。 本市も、将来的な保険料水準の統一を見据え、国民健康保険税の改正について、慎重に検討を行う必要がある。 さらに第三期データヘルス計画が中間評価を迎える。保健事業の効果や目標の達成状況の確認、評価結果に応じて見直しを行っていく。限られた時間ではあるが、忌憚のないご意見を賜りたい。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
委 員	3 委員紹介 新任委員の紹介
会 長	4 会長あいさつ 委員の皆様にはご多用のところ、第1回運営協議会にご出席をいただき、お礼を申し上げます。 昨年度は、国の制度創設に伴い、その財源を保険税とあわせて徴収するため、子ども・子育て支援金分の保険税率や税額などを皆様と協議し決定した。 今年度は県国保運営方針の目標である保険料水準の統一に向けた税率改正の必要性について検討を行い、協議を進める予定である。 平成4年度から6年度にかけて国保税率を改正し、賦課方式を変更して以来の税率検討である。 大変重要な1年でありその会議となる。よろしくお願いいたします。 この他、第三期データヘルス計画の概要説明等が予定されている。 当協議会が果たす役割はますます大きなものとなっていく。 本市の国民健康保険事業がより良いものとなるよう、ともに考えていきたい。
	※市長退席
事務局	5 議事 報告事項について説明 保険料水準統一に向けた国民健康保険税率改正の必要性について
委 員	意見として申し上げますが、市としては、国の方針に従い、保険料水準の統一に向けて税率改正を進めなくてはいけないところではあるが、被保険者の生活に影響することが問題である。 子ども・子育て支援納付金分による税額の引き上げに続き、これまで納付金の上昇抑制に充当していた県基金が枯渇するため、県内一人当たりの納付金が2万円引き上げとなる。 県の示す標準保険料率と乖離しているとのことであるが、平等割、均等割を含め、約15,000円ほどの差額分の税率を加えると現状との差が相当あると思われる。これを近づけていくことは非常に大変である。そういう点で、被保険者の利益に沿った対応が求められる。 説明があったように基金を活用して急激な引き上げを抑えることも当然だと思うが、一番の問題は、この課題を一保険者、県単位の責任にしていることだと思う。 OTC類似薬を対象とした一部保険外療養や高額療養費制度の自己負担限度額の引き上げなど国が様々な形で国民に負担を押し付けている。 これからますます制度の改正や見直しが行われる状況になる。 被用者保険と比較すると所得に対する負担が多くなっている。 制度自体が限界に達しているということで、一保険者だけの議論ではなく国民全体でこの状況を議論すべき段階にある。 丁寧な議論をしていただくとともに、市民に向けても情報発信をしていただきたい。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	今年度は4回にわたり、国保税率の改正について議論していただく予定である。 背景として、説明のとおり国保を取り巻く状況は厳しく、方向性として、増額改定を念頭に、委員の皆様には資料を提示させていただく中で、議論していただくことになる。 増額改定については、丁寧な説明と様々な形で情報の発信をさせていただき、市民の皆様にも御理解いただくよう、事務局としても工夫してまいりたい。
委 員	国民健康保険の収入率の推移について、他の市町村と比べてどうか。
事務局	県下23市での順位であるが、令和6年度現年分の収入率が95.67%、23市中8番目である。 現年分と滞納繰越分を合わせた収入率については、23市中、10番目となっている。
委 員	令和7年度、令和8年度と所得割や均等割など税率等の引き上げを行っていないが、標準保険料率との比較で、令和9年度で一度に税率等を引き上げることはあるのか。
事務局	令和9年度に一気に税率を引き上げることは考えていない。また、標準保険料率統一の目標年度まで、税率の改正等を行わない場合は、急激な税負担が生じることが予測される。 急激な税負担を起ささないために市の基金を活用し、段階的に税率を引き上げ、最終的に急激な税負担の増とならないようにと考えている。
会 長	今までは税率の引き上げをしなくても予算が成り立っていた。 今後は事務局の説明のとおり、県基金の取り崩しもなくなるとのことであり、税率改正の必要性について説明があった。 今年度中にはその改正をしていきたいという説明だったと思う。
委 員	納付金ベースでの統一後、最終的には保険税率の統一ということで理解した。 やるかやらないかという議論ではなく、どのように税率改正などの取り組みをしていくかという議論になると思う。 今年度の協議するポイントとして確認であるが、まず1点目、基金について説明があったが、急激な変動を抑えるために基金をどのように活用して、税率をどのように上げていくかという議論がこれからポイントになるという理解でよいのか。 2点目として、資料の最後に国保事業基金とあるが、これは一般会計から繰り入れをして、国保特別会計で使えるようプールしている資金であると理解している。 一般会計の剰余金には、被用者保険の税金も含まれていると思うが、それを国保の方に充当し、際限なく充当してよいものか、基準がどのようになっているかを伺いたい。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	1点目について、今後の税率の上げ方ということだが、医療費の伸びや財政見通しなどの分析を進めているところであり、どのように税率を改定していくのか目標を定めていきたいと考えている。 前は、過去3年分の標準保険料率の平均値を算出し、段階的に引き上げ、3年度分の改正を決定した。 今回の改正では何年度分を見込んでいくのか、それらについても今後事務局内でも協議して参りたい。 次回、税率改定の目標や考え方などをお示しできたらと考えている。 2点目について、一般会計からの繰入金とは別で、過去からの国保事業の余剰金を国保の基金として積み上げられているものを、毎年度運用し、基金に対しての預金の利子が生じるため、それらを積み上げたものである。
委 員	1点目については承知した。 2点目の国保事業基金の原資は何になるか。
会 長	国保事業基金とは、市の基金かそれとも県の基金のことか。
委 員	市の基金のことを伺っている。
会 長	市の基金が何で積み上げられたかということで質問されている。
事務局	市の基金は、国保事業の毎年の収支において発生した余剰金を積み上げたもので、更に基金に積み上げたものを運用しており、運用利益についても併せて、基金に積み立てしているものである。 基金本来の目的としては、不測の事態などにより、保険税の収入が著しく減少したときに、それを補填するために基金を充当するという基金の役割があるため、今回の税率改正においてこの基金の活用を検討していく。
委 員	国保特別会計の中での剰余金の積み立てということで、そこから取り崩すという理解でよろしいか。承知した。 被用者保険側の納税については、基本的に入っていないという理解でよいのか。 一般会計からの繰り入れとは違い、国保会計の中での剰余金の積み立てという理解でよいのか。 一般会計の繰り入れとは別で、一般会計から基金への積み立てができると思うが、そのようなことを行っているかという質問である。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	一般会計からの積み立てという方法はとっていない。 本市は、国保特別会計への繰り入れについては法定に定められた範囲内で繰り入れしている。
委 員	被保険者の医療費を減らすことを目的として、保険者の努力で交付金をいただく中で、保険料水準を下げてきたということがある。 その制度を廃止をするということは、重大な変更になる。 今後は負担増を見込んでいく必要があるが、その影響をどう見込んでいるのか。
会 長	令和10年度から医療費適正化インセンティブを実施するとされているが、これについては、現時点でどの程度か不明であるとされている。他にあれば事務局から回答をしていただきたい。
事務局	本市の医療費は低い状況にある。その成果により保険者努力支援制度などの交付金の交付を受けているところである。 納付金ベースの統一に向けたαの引き下げ、また、10年度から始まる医療費適正化インセンティブなどの影響については現時点で見通しが立たない状況であり、県にも問い合わせをしているところである。
会 長	今年度税率改正が必要ということは、理解をいただいたかと思う。 今後どのようにしていくかを協議会の中で検討、協議をしていくということである。 今後、委員の皆様の意見を伺いながら協議を進めていきたい。
事務局	報告事項について説明 袋井市国民健康保険保健事業実施計画（第3期計画）及び特定健康診査等実施計画（第4期計画）の中間評価に伴う概要説明について
委 員	袋井市は静岡県下で1人当たり医療費が少ない方から数えて7番目ということで、大変良い成績だと思う。総合的な取組をデータヘルス計画に沿って展開されている成果であり、市民にアピールできると思う。 提案であるが、重症化予防事業について、重症化予防予備軍の方が発症し、救急搬送されると医療費が1000万円程度かかるケースが発生している。そういう意味で重症化予防の取り組みは、非常に大事であると思う。 袋井市では、健診のときに保健師など医療職が声がけをして重症化予防の案内をしていると理解した。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
委 員	被用者保険の例でいうと年間事業費300万円で、30名ほどの対象者をピックアップし、腕にモニターの機器をつけて、食習慣や運動習慣により血糖値がどう変わるかなど、モニター制度を取り入れることによって、生活習慣の改善に向けた意識づけに寄与したという例がある。 事業費300万円ほどであるが、インシデントの発生リスクが大幅に下がったという評価と、医療費が抑制できたという報告を受けている。おそらく330万円から500万円ほどの医療費の抑制につながった。 提案の2つ目、その他事業について、袋井市では健康相談を実施していると伺っている。平日の8時から5時で市の保健師が相談されるとのことだが、被用者保険の被保険者が約5万人おり、1年間の事業費800万円ほどかかるが、相談や指導により、病院にかからない、複数の病院に行かないという行動の改善につながり、年間で少なくとも1500万円から3000万円ほどの医療費の抑制ができています。 健康相談は、夜間や週末に相談件数が多いことがわかった。この時間帯の電話相談のサポートが、医療費抑制の效果に繋がりやすいと思われるので検討したらどうか。 医療費が抑制できるということは、収支にも良い影響が出てくる。事業費がかかっても、かからなくなった医療費があるということで、計画の中に意識して組み込むことを検討したらどうか。
事務局	マンパワーの不足、相談業務が平日昼間に限られることなどが課題となっている。 どのような形で実現できるかわからないが、提案いただいた内容については候補として検討させていただきつつ、市民にとってより良い方法を考えていきたい。 重症化予防のモニターを装着し、リスク回避を行う事業については導入していないが、別の形で見える化し、どのように生活習慣を整えていただくかということに取り組んでいる。それらを含め、今後さらに検証して参りたい。
委 員	特定健診、特定保健指導の分析について、令和元年から令和4年度で、特に60代から70代で受診率が低下しているという分析があるが、高齢者向けの対策があればご教授いただきたい。
事務局	今年度からみなし検診の実施を始めており、主に未受診者の方中心で考えているが、国保の高齢者も対象とし、受診率の向上に向けた施策として実施している。
事務局	報告事項について説明 みなし健診の実施について
委 員	みなし健診の実施により、一定数、特定健診事業が進むと思うが、この後、保健指導になった場合、どういう動きになるのか。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	今後始まるみなし検診において、特定保健指導や重症化予防の対象者が発見された場合には、通常と同様に面談等で保健指導等を行う予定で考えている。
委 員	現状の指導数から更に追加の指導があっても指導の余力があるという理解でよいか。
事務局	指導は可能であると考えている。
	(全ての議事が終了)
事務局	6 その他 高額療養費制度の見直しについて説明
事務局	7 閉会